

仙台市行財政集中改革計画

平成18年4月

仙 台 市

はじめに

我が国においては、民間需要の回復により経済が全体として緩やかな回復傾向に転じておりますが、今後更に進展する少子高齢化や地球規模での競争の激化を乗り越える基盤を確立していくためには、何より地方自治体においても、時代の変化に立ち向かう姿勢を明確にしながら、自立した取組みを行っていくことが求められております。

とりわけ、団塊の世代が退職を迎えることになるこれからの5年から10年を行財政体質の変革を進めていく上での好機ととらえて市役所の内部改革を加速し、行財政の効率性を一層高めながら、厳しい財政状況を克服していかなければなりません。それと同時に、社会を構成する多様な主体がそれぞれの立場で「公共」を担っていく新たな公共空間の形成を図り、行政と市民が共に地域の発展に向けて取り組んでいくことが必要です。

「行財政集中改革計画」は、このような考え方に基づき策定したものでございます。本計画により抜本的な行財政改革に取り組んで参ります。

仙台市長 梅原克彦

～ 目 次 ～

第 1	行財政改革の必要性	1
第 2	計画の体系及び計画期間	
1	計画の体系	3
2	計画期間等	3
第 3	実施項目	
1	財政健全化と効率的な市役所の構築	4
(1)	財政健全化	4
(2)	定員管理の適正化	5
(3)	事務事業の再編整理、廃止統合	6
(4)	民間委託等の推進	9
(5)	給与の適正化等	10
(6)	外郭団体の見直し	11
(7)	受益と負担の適正化	12
(8)	公営企業経営改革	13
2	職員の意識と組織風土の改革	15
(1)	時代に対応する人材の育成	16
(2)	効率的、創造的な市政運営を推進する組織風土の醸成	17
3	市民の活力を活かす行政運営の推進	17
(1)	市民との協働推進	17
(2)	広報広聴機能の充実と市民参画の促進	18
第 4	目標一覧	19
第 5	推進方策	27

第1 行財政改革の必要性

我が国は、急速な少子高齢化による人口減少、情報技術の普及、地球規模での経済活動の拡がりに伴う競争の激化など、大きな環境変化に直面しています。今後、このような潮流に適切に対応し、新たな成長基盤を確立していくことができるか否かは、過去から続く我が国の様々な社会システムを構造的に改め、新たな時代に適合するシステムとして再生していくことが可能かどうかにかかっているといっても過言ではありません。

他方、我が国の経済は、企業部門における体質強化の取組みと収益力向上などを背景とした民間需要の回復により、全体としては緩やかな成長傾向に転じています。この流れをさらに確実なものとしていくためには、2010年代初頭における国、地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化に向けて行財政改革を徹底し、財政健全化への道筋を明らかにしていくことが求められています。

仙台市では、これまで平成7年10月に「行政改革大綱」、平成10年5月に「新行財政改革推進計画」を策定し、行政運営の効率化に向け、家庭ごみ収集・運搬業務を始めとする業務の民間委託などの取組みを進め、職員数の削減にも努めてまいりました。また、平成15年3月以降は平成19年度までを計画期間とする「行財政改革プラン2003」により、行財政運営の効率化、市民とのパートナーシップに基づく行政運営、職員の意識と組織風土の改革の3つを目標として一層効率的な行財政運営に取り組んでいるところです。

しかしながら、仙台市の財政は、生活保護費などの扶助費の増加に加え、バブル崩壊後の経済対策として実施した公共事業の追加などに伴って発行した地方債の償還のための公債費などが増加し、急激に硬直化が進んでいます。今後、少子高齢化の進展などで社会保障関係費がさらに増加することが見込まれる中、歳入面では、市税収入が平成9年度をピークに減少を続けており、仙台市の財政を取り巻く状況は一層深刻さの度を深めていくことが予想されます。

少子高齢化などの大きな環境変化は決して国だけが直面しているものではありません。地方も、少子高齢化による人口減少の懸念や安全、安心に対する意識の高まり、住民の価値観の高度化、多様化などに対し、むしろ国以上に直接的に迅速な対応を求められる状況に直面しているということを十分に認識する必要があります。

これまで「公共」はもっぱら行政が担うものと考えられてきました。「公共」に対する期待は、今日、安全、安心の確保や環境問題を始め、様々な分野において一層高まっていますが、行政が今後もこれらすべてに対応していくことは、財政上の要因などあつて限界があると同時に、市民意識の多様化に伴い、行政による画一的なサービスでは必ずしも市民ニーズに的確に対応できない状況も生じております。

他方、NPOや住民団体、その他企業なども含めた様々な主体が、「公共」の分野において、それぞれの意欲と能力に応じて先進的かつ創造的に活躍する場面も広がっています。

今後、行政は、真に行政でなければ責任を果たし得ない領域で確実にその役割を担っていくと同時に、地域におけるこのような多様な主体がそれぞれの立場で「公共」を担っていけるよう、調整役として担い手の涵養、支援を進め、それぞれの主体と連携を図りながら、市民が安心して生活できる新たな公共空間の形成を図っていく必要があります。

仙台市は、今後、東北地方の中核都市として、魅力ある都市の経営を行っていくため、いかなる環境変化にも適切に対応できるよう市役所の能力を高めていくとともに、これまで以上に市民の活力を活かした市政運営を推進していかなければなりません。これからの取組みは、いわば、仙台市の活力ある未来に向けて市役所と市民の力を最大限に引き出していくための改革とすることができます。そして、これらの改革を確実に推進することを目的として、今回「仙台市行財政集中改革計画」を策定します。

第2 計画の体系及び計画期間

1 計画の体系

この計画は、仙台市が様々な環境変化にも柔軟、かつ的確に対応できる都市となるよう、市役所と市民の力を最大限に引き出していくことを目的とするものであり、以下の3点を基本として取組みを進めていくこととします。

財政健全化と効率的な市役所の構築

都市経営の基礎となる堅実な財政基盤の確立のため、財政収支の均衡を図り、財政健全化を進めるとともに、最小の経費で最大の効果が発揮できる効率的な市役所の構築に取り組みます。

職員の意識と組織風土の改革

市役所が社会の状況や変化を的確にとらえ、行政に求められる役割を迅速かつ確実に果たしていくことができるよう、職員の意識と組織風土の改革を進めます。

市民の活力を活かす行政運営の推進

行政のみならず、企業、NPO、地域のコミュニティ、個人なども含め、多様な主体が協調してそれぞれ役割を担いながら活躍していく社会を展望して、市民の活力を活かした行政運営を推進します。

2 計画期間等

この計画では、平成18年度当初から平成22年度当初までに実施すべき項目を定めるとともに、各項目ごとに達成すべき目標を具体的に掲げています。

なお、「行財政改革プラン2003」において未実施となっていた17項目については、この計画において、改めて具体的な目標を掲げて推進します。

また、計画期間中に新たな取組みが必要となる場合は、実施項目を追加して対応していきます。

第3 実施項目

1 財政健全化と効率的な市役所の構築

都市の機能を拡充しながら，市民が安心して快適に生活できる都市の運営を将来に亘って確実に進めていくため，財政健全化を図り，堅実な財政基盤を確立していきます。そのため，一層効率的な市役所の構築に向け，市役所の仕事の進め方全般について徹底した見直しを行います。

(1) 財政健全化

市民が安心して快適に生活できる都市の運営には，堅実な財政基盤の確立が不可欠です。計画期間中における毎年度の予算編成において，各施策の効果を厳しく検証して財源の適正配分に努めるとともに，一層の収入増加に向けた取組みを進めることにより，財政の健全化を図っていきます。

このため，主要な財政指標を下記のとおり設定し，計画的な財政運営を行っていきます。

公共投資の厳選・効率化

公共投資は，投資効果や優先順位を見極めて厳選し，普通建設事業費の歳出総額構成比を平成21年度までに15%以下とします。

市債（通常債）残高の着実な縮減

市債（通常債）の残高を着実に減らします。

通常債とは，臨時財政対策債等の特別な市債を除く建設事業等のための市債。

赤字予算からの脱却

平成21年度には市債管理基金借入ゼロの予算編成を目指します。

予算配分の重点化

普通建設事業費の抑制

道路や公園，土地区画整理などの建設事業について，未来への投資として必要な水準を確保しながら，整備効果の高い路線や箇所等重点的に投資を行うなど投資効果を高めるとともに，優先順位の明確化，事業期間の調整や新規着工の抑制などにより普通建設事業費の抑制を図ります。

補助，助成制度の見直し

補助・助成制度について，社会経済環境の変化等を踏まえ，事業の効果，公益性，必要性などの観点から見直しを行います。また，育成奨励的な目的の補助金等については，あらかじめ事業期間を設定するなどにより効果的な制度運用を進めます。

収入の確保

税，使用料，手数料等の収入確保

市税を始め，国民健康保険料，介護保険料，保育料，市営住宅の使用料などの収納体制を強化するなど，収納率の向上を図り，歳入の確保に努めます。

広告収入の拡充

本市の所有する様々な資産を広告媒体として活用することにより，新たな財源確保を図ります。

市有地等市有財産の処分と有効活用の推進

土地開発公社保有地を含め，利用の見込みが低くなった土地について，その処分を進めるとともに，貸付などによる遊休市有地の有効利活用を推進します。

(2) 定員管理の適正化

新たな行政需要に対しては今後とも人員の確保を図りながら適切に対応していくとともに，事務事業の見直しや事務処理の効率化により市全体で人員配置の見直しを進め，向こう10年間で8,000人台前半の市役所を目指すこととし，そのために平成22年度当初までの間で，平成17年度当初の職員数10,344人を1,000人（10%）以上削減して，概ね9,300人以下の職員体制をめざします。

定年退職者数の推移（平成17年度から平成21年度）

単位：人

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	計
市長部局等	83	120	209	240	247	899
公営企業	49	72	101	90	92	404
計	132	192	310	330	339	1,303

職員配置の見直し

職員配置の見直し

各課公所等，全ての組織において，従来の枠組みにとらわれることなく，事業の効果を踏まえた業務の内容，業務の進め方・あり方などを徹底的に検証し，業務の簡素合理化や集約化を推進することにより，職員配置の更なる見直しを行います。

学校用務員の配置の見直し

学校用務員について，非常勤職員を活用した配置の見直しを行います。

組織の統廃合

簡素で効率的な組織の構築

必要に応じ組織の統廃合を行うとともに，内部的，定型的な業務や関連する業務の集約化などにより簡素で効率的な組織づくりを進めます。

附属機関等の総数管理の徹底

社会状況の変化等により役割に変化が生じたものや同種の行政分野に関するものなどについて見直しを行い，附属機関の統廃合を進めるとともに，新たに設置を必要とする場合においても，その目的や効果を精査して時限的なものにするなど最小限にとどめます。

(3) 事務事業の再編整理，廃止統合

社会環境の変化等により，行政に求められる役割も変化していきます。

時代の要請を的確に把握しながら行政の果たすべき役割の範囲を見極め，真に行政が役割を担うべき分野においては迅速な対応を行っていくとともに，効果や必要性が低下している事務事業については再編整理，廃止統合を進めます。

事務事業のあり方の見直し

公用車の共用の促進

公用車の集中管理を促進し，運用の効率化と車両数の一層の削減を進めます。

レセプト（診療報酬明細書）点検センターの設置

各区で実施しているレセプト（診療報酬明細書）の点検業務について，全市的に集中して行う点検センターを設置し，体制の充実，強化と業務の効率化を図ります。

衛生研究所の検査業務の見直し

民間において試験検査が可能なものについては，民間の検査機関に委ねることを基本とし，衛生研究所が担うべき業務を再編するなど引き続き見直しを行います。

駐輪場の管理運営のあり方の検討

有料施設となっている駐輪場について運営の効率化を図るため，地域の実情等に応じた管理運営のあり方を検討します。

転院搬送業務における民間活用等の推進

現在，救急隊により行われている転院搬送業務について，民間の搬送事業者の活用も視野に見直しを行います。

広報・啓発活動の効果的推進

パンフレット・小冊子等の作成・配布，イベント開催，その他の市が行う広報啓発活動について，効果や必要性を検証しながら見直しを進めます。

行政評価システムの見直し

業務マネジメント表による行政評価システムについて，運営に要するコストや効果などを総合的に検証し，より効果的，効率的なものとなるよう見直しを進めます。

事務機器に係る経費の節減

電子複写機等の事務機器に係る経費について，調達方法の効率化等の見直しも含め，削減に努めます。

既存施設のあり方の見直し

都市の機能を高め，市民ニーズに対応するため，これまで各種施設等の整備を進めてきました。しかし，社会環境の変化等により，これらの施設において提供

されるサービスが、多様化する市民ニーズに必ずしも十分に応えられるものとなっていないかったり、施設によっては、民間における同種施設・サービスの普及等により、市が行政として運営していく意義が薄れてきているものもあります。

このことから、それぞれの施設がこれまで果たしてきた役割や現状の問題点、民間事業者の状況などをあらためて検証し、それらを明確にしながら、次の施設を中心に管理運営の効率化、廃止、統合など、そのあり方の見直しに取り組んでいきます。

- ・行政サービスセンター
- ・仙台サンプラザほか勤労者福祉施設
- ・エル・パーク仙台，エル・ソーラ仙台
- ・つるがや福祉作業所
- ・保育所
- ・健康増進センター
- ・看護専門学校
- ・生活改善センター
- ・泉ヶ岳野外活動センター
- ・幼稚園
- ・定時制高等学校
- ・市民センター
- ・こども宇宙館

公共事業のコスト等の見直し

公共事業のコストの縮減

「仙台市公共事業総合コスト縮減に関する行動計画」に基づき、公共工事の設計における仕様等について見直しを行い、更なる公共事業のコストの縮減に努めます。

電子市役所の構築

行政手続の電子化の推進

行政手続に必要な申請書等のダウンロードサービスの拡充を進めるほか、自宅などから申請等ができるシステムを導入します。併せて、電子市役所時代の窓口業務のあり方について検討します。

庁内事務の電子化の推進

庁内における情報の共有化や事務の効率化を図るため、行政情報ネットワーク（庁内LAN）を活用した電子文書管理・電子決裁システムや庶務事務システムなどを導入します。

汎用コンピュータによる業務処理の見直し

汎用コンピュータにより処理している業務について、システムの構築、運用コストを抑え、かつ、庁内における情報の共有などを可能とするシステムに移行します。

(4) 民間委託等の推進

民間に委託することでより効率的に行政目的の達成を図ることができるものについて民間委託を推進します。公の施設についても、指定管理者制度を活用して施設ごとに最も適切な運営主体を選定し、市民サービスの向上と施設運営の効率化等を図ります。

民間委託の推進

地籍調査業務における委託拡大

地籍調査業務に係る民間委託を拡大し、事業の効率化を図ります。

住民票、戸籍謄本等郵送請求受付事務の委託

住民票等の郵送請求受付事務について民間委託を行い、事業の効率化を図ります。

スクールバス運行業務の委託

発達相談支援センター所管のスクールバス運行業務について民間委託を行い、事業の効率化を図ります。

八木山動物公園管理業務の一部委託

施設管理業務について民間委託を行い、運営の効率化を図ります。

南蒲生浄化センター運転管理業務の委託拡大

南蒲生浄化センターの運転管理業務について委託の範囲を広げ、一層の施設運

営の効率化を図ります。

学校給食センター調理業務の委託

学校給食センターにおける調理業務について民間委託を段階的に実施します。

指定管理者制度の活用

指定管理者の公募の推進

公の施設の指定管理者について、公募を推進します。

直営施設への指定管理者制度の導入

市の直営により管理運営が行われている図書館などの公の施設について、指定管理者制度の導入を検討します。

直営の障害児通園施設の運営のあり方の見直し

発達相談支援センターの機能の維持・向上と市内の大多数の施設が民間指定管理者により運営されている現状の両面を考慮し、直営の障害児通園施設の運営のあり方を見直します。

駐車場への指定管理者制度等の導入

市営の路外駐車場について、利便性向上のため料金体系を見直すとともに、指定管理者制度及び利用料金制の導入による管理運営の効率化を図ります。

新たな事業手法の導入

新たな事業手法の導入

民間の資金やノウハウを幅広く活用し、効果的、効率的に公共施設の整備や公共サービスの提供を行っていくため、PFIなどの事業手法を積極的に導入します。

(5) 給与の適正化等

給与制度について、勤務成績や職務、職責を重視したものに転換を図るとともに、特殊勤務手当を見直し、廃止縮小などの措置を講じます。また、職員に対する福利厚生事業は、事業内容を見直し、適正化を図っていきます。

給与制度構造改革に向けた取組みの推進

民間企業や国における賃金，給与制度の見直しの動きを勘案しながら，年功的な給与の上昇を抑制し，より職務，職責や勤務実績を重視した給与制度への転換に向け，さらに公平性，透明性の高い評価制度の構築などの取組みを進めます。

特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当の趣旨を踏まえて対象者，内容の見直しなどを行い，廃止，縮小を進めます。

職員互助組織に対する補助金支出の適正化

職員互助組織における事業内容やそれに対する公費負担のあり方について検討を行い，その負担割合や負担額の適正化を図ります。

(6) 外郭団体の見直し

外郭団体は市民利用施設の管理や公益的な事業の実施など市民サービスの第一線に立って市の行政を補完する役割を果たしてきました。しかし，公の施設の管理における指定管理者制度の創設や公共的分野で活躍する様々な団体の出現など，外郭団体を取り巻く環境もまた大きく変化しています。

このような状況を踏まえ，改めて新たな視点で各団体の目的，役割を検証し，類似する団体や役割を終えた団体については廃止統合を進めるとともに，経営体力の強化に向けた改革を促進します。

外郭団体の統廃合等

外郭団体の統廃合等

社会経済情勢の変化等を踏まえ，各団体の事業のあり方を見直し，統廃合を検討します。

事業運営の見直し

自主事業の見直し

各団体の自主事業について市民ニーズや効果，民間競争の状況などを検証し，税を投入して実施すべき事業に限ることを基本に，市からの補助の見直しを行います。

自立的かつ効率的な事業運営の推進

非常勤職員等の活用，職員数の削減，給与制度の見直し等により人件費の削減を図り，事業運営の効率化を進めます。

組織の活性化

民間からの人材の登用

民間の経営感覚等を活かした事業展開，顧客サービスを実施するため，引き続き民間企業経験者等を役職員に登用します。

外郭団体相互間の人事交流

多様な職場，職種の経験を通じて，職員の資質の向上や人材の育成を図るため，各団体相互間や市の関連組織との人事交流を進めます。

接遇等市民サービスの向上

市民利用施設の窓口業務など，市民サービスの第一線に立つ団体職員の接遇等の向上に向けた取組みを強化します。

自主財源の確保等

市の財政支出に過度に依存しない事業展開を可能とするため，各団体において可能な限り独自の収入の確保に努めます。

(7) 受益と負担の適正化

サービスの受益者が特定される事業については，事業の性質に応じた適正な受益者の負担について検討します。さらにこれまで主として税負担により対応してきた行政需要について，受益と負担の関係をどのように考えていくべきか，将来の市政運営を見据えて，幅広く検討していきます。

市税等の負担の公平性の確保

客体捕捉の徹底などにより適正負担を求めるとともに，税の軽減措置及び減免制度について再点検を行うなど，市税等に係る市民負担の公平性の確保等に努めます。

受益者負担の見直し

スポーツ施設を始めとする各種施設の使用料やその他受益者が特定される事業・

サービスの対価について、受益者の負担とすべき範囲を明確にし、受益と負担の適正化を図ります。

敬老乗車証制度の見直し

敬老乗車証について、高齢者の社会参加等にも寄与している現状を踏まえながら、制度のあり方を見直します。

乳幼児医療費助成における自己負担のあり方の検討

乳幼児に対する医療費の助成について、国、県の対応も勘案しながら対象者の自己負担のあり方の検討を行います。

児童クラブ等の費用負担のあり方の検討

児童館における児童クラブ等について、サービスに対する負担適正化の観点から受益者負担のあり方の検討を行います。

ごみ処理費用の負担のあり方の検討

ごみ処理に関する費用負担のあり方について、排出量に応じた受益者負担や廃棄物の排出抑制といった視点も含め、検討します。

(8) 公営企業経営改革

規制緩和など公営企業を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民生活に不可欠となっている公共サービスを安定的かつ効率的に供給するため、税による繰出金に過度に依存することのない公営企業の経営基盤強化に向けた改革を進めます。

自動車運送事業

バス事業における正職員の削減と嘱託職員の活用

正職乗務員を削減するとともに、各年度の業務量に応じ嘱託乗務員の活用を図ります。

バス事業への民間活力の導入

一部バス路線の運転業務等の民間委託を実施するとともに、路線移譲や委託の今後のあり方等について検討を行います。

バス車両整備業務の委託の推進

バス車両整備業務について、委託を推進します。

高速鉄道事業

地下鉄駅務員の嘱託化の推進

地下鉄駅務員への一層の嘱託職員の活用を図ります。

地下鉄駅舎清掃委託契約の見直し

地下鉄駅舎清掃委託の契約について、競争入札の対象を拡大します。

水道事業

(仮称)水道局コールセンターの設置

(仮称)水道局コールセンターを設置し、お客さま窓口サービスの充実及び営業関係業務の一層の効率化を図ります。

富田浄水場の休止

水需要に合せた施設能力の見直しを行うため、富田浄水場を休止します。

水道開栓・閉栓等業務と水道メーター検針・計量業務の一括委託

水道開栓・閉栓等業務と水道メーター検針・計量業務を一括委託することで、一層の効率化を図ります。

特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当の趣旨を踏まえて対象者、内容の見直しなどを行い、廃止、縮小を進めます。

ガス事業

ガス事業の民営化

ガス事業の民営化について、実施時期を見極め、その具体的な手法を検討します。

企業債借入金の圧縮

平成 18 年度以降は企業債による借入を行わず、建設改良に係る企業債の借入を圧縮します。

都市ガス製造施設における運用の効率化

港工場における施設の点検，清掃業務等を見直し，更なる効率化に努めます。

無線検針システムの導入

屋内にメーターが設置されている飲食店等を対象とする夜間の検針を無線による検針システムに切り替え，サービス向上を図ります。

病院事業

診療報酬の収入確保

診療報酬の収納体制の強化等により，収納率の向上を図り，収入の確保に努めます。

給食調理業務等の委託

給食調理業務等について民間委託を行い，事業の効率化を図ります。

薬品，診療材料等の見直し

後発薬品（ ）への切替が可能なものについて見直しを行い，経費の抑制に努めます。また，診療材料等についても同等品への集約を進めるなど，効率的な調達を図ります。

後発薬品...新薬の特許期間終了後に，これと同等の成分，品質で発売される医薬品。新薬と比較して薬価が低い。

クレジットカードによる医療費支払いの検討

国の制度が改正され，クレジットカードによる医療費の支払いが可能になった場合に速やかに対応できるよう，カード払いの導入について検討を進めます。

2 職員の意識と組織風土の改革

急速な少子高齢化による人口減少，世界規模での経済活動の拡がりと共に伴う国内外での競争の激化，地方の自立を促進する地方分権の進展などこれまでにない大きな環境変化が進行しています。地方公共団体が今後も行政として真に求められる役割を果たしていくためには，このような環境変化によりもたらされる状況が過去の延長線上にあ

るのではないということ認識し、新たな状況に適応するように仕事の進め方や枠組みを変えていく必要があります。それには、職員一人一人が明確な目的意識を持ち、行政としての適切な対応を阻害することになる漫然とした前例踏襲や事なかれ主義などの意識を徹底的に排除して、これまで以上に時代を先取りする柔軟な発想で取り組んでいかなければなりません。

このような観点から職員の意識と組織風土の改革を推進し、市役所の能力を高めていきます。

(1) 時代に対応する人材の育成

能力開発型人事配置の推進

多様な業務を経験することにより職員の能力開発につなげるジョブローテーションを推進するとともに、職員の意欲や専門的知識を活かすため庁内公募制度を進めます。

能力・実績主義の徹底

新たな評価制度の導入等により、人事の活性化や職員の意欲向上を図ります。

職員の意欲・創造力を高める研修の充実

地方分権時代の市役所を牽引する目的意識の高い、意欲的で創造力に富む職員を育成するため、研修の見直しを進め、その充実、強化を図ります。

管理監督職員の人材育成能力の向上

各職場で業務に取り組む過程を通して職員の職務遂行能力をより高めていけるよう、管理監督職員の人材育成能力の向上に努めます。

市政に関する基本的情報の共有

行政情報ネットワーク（庁内LAN）等を活用し、市の重要施策や各種計画など市政運営の基本となる情報の共有化を図り、職員が幅広い観点から所管の事務事業に取り組むことができるような体制を整備します。

窓口サービスの向上

窓口サービスに対する市民の皆さまの満足度を高めるため、電話、窓口における対応の姿勢、話し方など、職員の総合的な接客能力のより一層の向上に努めます。

(2) 効率的，創造的な市政運営を推進する組織風土の醸成

意欲的人材の登用と改革に挑戦する組織風土づくり

市民の視点に立った，より効率性と満足度の高い行政サービスを提供するため，民間企業経験者の採用など，意欲と創造性をもって業務に対処できる職員の登用を図ることにより，多様化する行政需要に対し，従来の発想から脱却して意欲的に改革に挑戦していくことのできる組織風土づくりを進めます。

横断的課題対応のための組織づくり

組織横断的な行政の課題や市民の皆さまのニーズに対し，既存の組織にとらわれず，総合的かつ柔軟に対応できる組織機構の構築を進めます。

意識改革の手法を検討するプロジェクトチームの設置

既存の組織機構にとらわれずに，自由な意見交換を行うことのできるプロジェクトチームを設置し，職員の意識改革等に向けた効果的な手法を検討します。

3 市民の活力を活かす行政運営の推進

市民の価値観の多様化やニーズの質的变化などにより，より柔軟かつ選択的な公共的サービスが求められるようになっており，これまでの行政手法のみではその実現が難しくなってきました。

これからの社会では，行政だけでなく，市民活動団体，地域コミュニティ団体，企業，個人など多様な主体が，それぞれの能力を活かし，連携と協調を図りながら公共的な役割を担っていくことが望まれます。

本市は，このような認識に立って，安全安心な市民生活の実現や地域における課題の解決などにも，市民の活力を様々な形で引き出すことのできる行政運営の仕組みを作っていきます。

(1) 市民との協働推進

市民活動に対する支援の充実

市民活動の場の提供，市民・企業・行政の連携，市民活動情報の提供，市民活動を担う人材の育成などを行っている市民活動サポートセンターの機能を充実させます。また，企業や事業者が持つ技術や経験が社会貢献活動に活用されるよう，情報提供や相談機能を充実させます。

地域コミュニティ活動の活性化

コミュニティの再生に向けて、地域コミュニティ活動の活性化を図りながら、地域団体が主体的にそれぞれの課題の解決に取り組むことができるよう、地域施設や行政組織などのあり方についての指針を策定します。

シニア世代の社会貢献の推進

シニア世代が持つ能力や経験、意欲をコミュニティービジネスや地域活動・市民活動を通じて社会に活かすことができるよう支援します。

市民活動団体との協働の推進

より質の高い、柔軟で効率的な行政サービスの展開が可能となるものについて、事業運営の透明性を高めながら、市民活動団体、地域コミュニティ団体との協働を推進するとともに、人材の育成や、市が協働を推進する体制を強化します。

(2) 広報広聴機能の充実と市民参画の促進

広報活動の活性化

市民の皆さまが、必要な市政情報を適切な時期に確実に得ながら行動ができるよう、「市民の視点に立つ広報の推進」、「市民とのコミュニケーションの推進」、「戦略的広報の推進」、「広報マインドの向上」という4つの柱に従って広報活動を推進します。

広聴機能の充実

広聴機会の充実と市民参画を促進するために展開してきた各種広聴事業について、これまでの手法にとらわれず、様々な方式で直接市民と対話する機会をつくるように見直します。

第4 目標一覧

各実施項目ごとの目標は以下のとおりとし、これに基づいて計画を着実に推進していきます。

1 財政健全化と効率的な市役所の構築

(1) 財政健全化

予算配分の重点化

実施項目	目標
普通建設事業費の抑制	普通建設事業費の歳出総額における構成比を平成21年度までに15%以下とする。 (平成17年度予算では19.1%) 普通会計ベース
補助, 助成制度の見直し	実施状況について年度ごとに公表する。

収入の確保

実施項目	目標
税, 使用料, 手数料等の収入確保	平成21年度決算における総括収入率(現年分+繰越滞納分)を次のとおりとする。 目標(カッコ内は16年度実績) ・市税 ...95.0%以上 (93.1%) ・国民健康保険料...75.0%以上 (70.2%) ・介護保険料 ...96.0%以上 (95.5%) ・保育料 ...94.5%以上 (90.9%) ・市営住宅使用料...87.0%以上 (82.1%)
広告収入の拡充	平成21年度までに累計4億円の歳入を確保する。
市有地等市有財産の処分と有効活用の推進	平成21年度までに累計40億円の歳入を確保する。

(2) 定員管理の適正化

職員配置の見直し

実施項目	目標
職員配置の見直し	平成22年度当初までの間に,平成17年度当初比で職員数を1,000人以上削減する。
学校用務員の配置の見直し	非常勤職員の活用により,平成22年度当初までに90校以上で学校用務員(正職員)の1名体制化を図る。

組織の統廃合

実施項目	目標
簡素で効率的な組織の構築	実施状況を年度ごとに公表する。
附属機関等の総数管理の徹底	

(3) 事務事業の再編整理，廃止統合

事務事業のあり方の見直し

実施項目	目標
公用車の共用の促進	実施状況を年度ごとに公表する。
レセプト（診療報酬明細書）点検センターの設置	平成 18 年度にレセプト点検センターを設置する。
衛生研究所の検査業務の見直し	平成 18 年度から事業所排水検査業務の一部を休止し民間検査機関に移行する。
駐輪場の管理運営のあり方の検討	平成 19 年度から新たな手法による運営を開始する。
転院搬送業務における民間活用等の推進	平成 18 年度中に行う民間活用等の検討を踏まえ，業務の見直しを図る。
広報・啓発活動の効果的推進	実施状況について年度ごとに公表する。
行政評価システムの見直し	平成 18 年度中に見直し案を策定する。
事務機器に係る経費の削減	平成 19 年度までに削減の方策を検討する。

既存施設のあり方の見直し

実施項目	目標
<p>【次の施設を中心にした施設のあり方の見直し】</p> <p>行政サービスセンター，仙台サンプラザほか勤労者福祉施設，エル・パーク仙台，エル・ソーラ仙台，つるがや福祉作業所，保育所，健康増進センター，看護専門学校，生活改善センター，泉ヶ岳野外活動センター，幼稚園，定時制高等学校，市民センター，こども宇宙館</p>	見直しの状況等について年度ごとに公表する。

公共事業のコスト等の見直し

実施項目	目標
公共事業のコストの縮減	次のとおりコスト削減を進める。 対 14 年度比。 ・平成 18 年度～19 年度 : 10%以上縮減 ・平成 20 年度 : 15%以上縮減 (平成 16 年度実績は, 対 14 年度比 8.3%の縮減)

電子市役所の構築

実施項目	目標
行政手続の電子化の推進	平成 19 年度までに「電子申請・届出システム」,「電子調達システム」の運用を開始する。
庁内事務の電子化の推進	平成 19 年度までに「電子文書管理・電子決裁システム」,「内部事務システム」の運用を開始する。
汎用コンピュータによる業務処理の見直し	平成 22 年度までに「国保・医療助成システム」,「介護保険システム」,「税務システム」,「住民情報システム」,「データ連携システム」の運用を順次開始する。

(4) 民間委託等の推進

民間委託の実施

実施項目	目標
地籍調査業務における委託拡大	平成 18 年度から実施する。
住民票, 戸籍謄本等郵送請求受付事務の委託	平成 18 年度から実施する。
スクールバス運行業務の委託	平成 19 年度から実施する。
八木山動物公園管理業務の一部委託	平成 19 年度から実施する。
南蒲生浄化センター運転管理業務の委託拡大	平成 20 年度から実施する。
学校給食センター調理業務の委託	平成 19 年度以降順次実施する。

指定管理者制度の活用

実施項目	目標
指定管理者の公募の推進	実施状況について年度ごとに公表する。

直営施設への指定管理者制度の導入	平成 20 年度に、図書館の分館一館に指定管理者制度を導入する。
直営の障害児通園施設の運営のあり方の見直し	平成 18 年度中に見直しを行う。
駐車場への指定管理者制度等の導入	平成 19 年度から二日町駐車場、勾当台公園地下駐車場、泉中央駅前駐車場に指定管理者制度を導入する。また、泉中央駅前駐車場については、併せて利用料金制を導入する。

新たな事業手法の導入

実施項目	目標
新たな事業手法の導入	次により PFI 方式による施設整備を行う。 平成 20 年度：宮城野区文化センター 平成 20 年度：天文台 平成 20 年度：野村学校給食センター

(5) 給与の適正化等

実施項目	目標
給与制度構造改革に向けた取組みの推進	実施状況について公表する。
特殊勤務手当の見直し	平成 18 年度までに 25 種類の手当を 14 種類に削減するとともに、支給手法を見直し、月額支給の手当を廃止する。
職員互助組織に対する補助金支出の適正化	実施状況について公表する。

(6) 外郭団体の見直し

外郭団体の統廃合等

実施項目	目標
外郭団体の統廃合等	実施状況について公表する。

事業運営の見直し

実施項目	目標
自主事業の見直し	実施状況について年度ごとに公表する。
自立のかつ効率的な事業運営の推進	

組織の活性化

実施項目	目標
民間からの人材の登用	実施状況について年度ごとに公表する。
外郭団体相互間の人事交流	
接遇等市民サービスの向上	
自主財源の確保等	

(7) 受益と負担の適正化

実施項目	目標
市税等の負担の公平性の確保	実施状況について年度ごとに公表する。
受益者負担の見直し	
敬老乗車証制度の見直し	平成 19 年度までに制度のあり方を見直す。
乳幼児医療費助成における自己負担のあり方の検討	宮城県の動向を踏まえながら、平成 19 年度までに整理する。
児童クラブの費用負担のあり方の検討	平成 19 年度導入を目途に検討する。
ごみ処理費用の負担のあり方の検討	平成 18 年度より検討を開始する。

(8) 公営企業経営改革

自動車運送事業

実施項目	目標
バス事業における正職員の削減と嘱託職員の活用	正職バス乗務員を平成 17 年度当初比で 30% 以上削減し、各年度の業務量等に応じた嘱託職員の雇用により対応する。 (平成 17 年度当初の正職員数は 604 名)
バス事業への民間活力の導入	平成 18 年度に白沢出張所のバス運転業務等を民間に委託する。
バス車両整備業務の委託の推進	バス車両整備に従事する正職員を平成 17 年度当初比で 30% 以上削減する。 (平成 17 年度当初の正職員数は 24 名)

高速鉄道事業

実施項目	目標
地下鉄駅務員の嘱託化の推進	地下鉄駅務員のうち嘱託職員の割合を 25%以上にする。 (平成 17 年度当初実績は 128 名中 20 名 (15.6%) が非常勤職員)
地下鉄駅舎清掃委託契約の見直し	平成 22 年度までに新たに 4 駅の地下鉄駅舎清掃委託業務を競争入札の対象とする。

水道事業

実施項目	目標
(仮称)水道局コールセンターの設置	平成 18 年度にコールセンターを開設する。
富田浄水場の休止	平成 18 年度より富田浄水場を休止する。
水道開栓・閉栓等業務と水道メーター検針・計量業務の一括委託	平成 18 年度より一括委託する。
特殊勤務手当の見直し	平成 18 年度中に整理する。

ガス事業

実施項目	目標
ガス事業の民営化	検討状況について公表する。
企業債借入金の圧縮	平成 21 年度までの利息支払額を 5 億円以上削減する。
都市ガス製造施設における運用の効率化	平成 21 年度までの施設の点検整備, 清掃等に係る経費を 3 千万円以上削減する。
無線検針システムの導入	平成 19 年度から無線検針を開始する。

病院事業

実施項目	目標
診療報酬の収入確保	平成 21 年度決算における診療報酬の収納率 (現年分 + 繰越滞納分) を 97.6%以上 (16 年度実績: 96.7%) にする。
給食調理業務等の委託	平成 18 年度に委託を行う。
薬品, 診療材料等の見直し	平成 21 年度までに購入額ベースでの後発薬品の比率を 25%とする。

クレジットカードによる医療費支払いの検討	法律の改正を待つて速やかに対応する。
----------------------	--------------------

2 職員の意識と組織風土の改革

(1) 時代に対応する人材の育成

実施項目	目標
能力開発型人事配置の推進	庁内公募を毎年度実施する。
能力・実績主義の徹底	実施状況について年度ごとに公表する。
職員の意欲・創造力を高める研修の充実	
管理監督職員の人材育成能力の向上	
市政に関する基本的情報の共有	
窓口サービスの向上	

(2) 効率的，創造的な市政運営を推進する組織風土の醸成

実施項目	目標
意欲的人材の登用と改革に挑戦する組織風土づくり	実施状況について年度ごとに公表する。
横断的課題対応のための組織づくり	
意識改革の手法を検討するプロジェクトチームの設置	平成 18 年度中に設置し，取組状況などを年度ごとに公表する。

3 市民の活力を活かす行政運営の推進

(1) 市民との協働推進

実施項目	目標
市民活動に対する支援の充実	実施状況について年度ごとに公表する。
地域コミュニティ活動の活性化	平成 19 年度までにコミュニティ活動に関わる取組みの基本方針（仮称）コミュニティビジョン）を策定する。
シニア世代の社会貢献の推進	実施状況について年度ごとに公表する。
市民活動団体との協働の推進	

(2) 広報広聴機能の充実と市民参画の促進

実施項目	目標
広報活動の活性化	実施状況について年度ごとに公表する。
広聴機能の充実	

第5 推進方策

この計画による取組みを確実に進めるため、実施項目ごとに目標の達成状況などを検証しながら計画の進行管理を行い、その状況はホームページなどを通じてお知らせしてまいります。

また、今回の計画策定に際しては、市民の皆様からも様々な意見をお寄せ頂いたところですが、行財政改革とは、本来、日々の行政運営の中で不断に取り組んでいくべきものであり、これらの意見も踏まえながら、この計画の実施項目以外のものについても、行財政改革の趣旨に則って随時見直しを進めていきます。

なお、この計画の策定に当たりご意見をいただいた、各界各層の方々に構成する「行財政改革推進会議」に毎年度計画の進捗状況を報告して助言指導をいただき、改革の推進にあたります。